



Title	東アジア経済共同体の推進方向と課題
Author(s)	崔昇, 煥; 金, 美善
Citation	国際公共政策研究. 2007, 12(1), p. 1-12
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12892
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

東アジア経済共同体の推進方向と課題

Directions and Prerequisites for Promoting an East Asian Economic Community

崔昇煥*

(金美善** (訳))

CHOI, Seung Hwan*

Translated by KIM Mi Seon**

Abstract

An East Asian Economic Community, proposed at this article, aims to set up legal and institutional mechanisms designed for ensuring peace and prosperity in East Asia. Unlike Europe, a supra-national entity is, however, not likely to be organized in the near future in East Asia, lack of cultural identity and community solidarity. As basic directions to promote the East Asian Economic Community (EAEC), this article therefore proposes the progressive, functional, and institutional integrations, which aim to realize a functional integration managing international consultation bodies dealing with major sectors such as energy, ocean development, environment and regional security, conclude the East Asia Free Trade Agreement (EAFTA), and finally conclude a treaty establishing the EAEC. International consultation bodies searching for a functional integration may facilitate the establishment of EAEC. With a view to establishing the EAEC, it is very important to rebuild the political confidence among China, Japan and South Korea, and to solve controversies regarding history, territory, energy, security, and social and cultural solidarity. As a practical solution for deep-rooted territorial disputes among China, Japan and South Korea, this article proposes that China, Japan and South Korea conclude an agreement freezing for 30 years the solution for all pending territorial disputes, and instead develop institutional mechanisms for cooperation to exploit peacefully all natural resources within and near the troubled areas in East Asia.

Keywords : East Asian Economic Community (EAEC), economic community, economic integration, regional economic community, Free Trade Agreement (FTA)

* ソウル慶熙大学校法科大学教授

** 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程

I. はじめに

2006年6月現在、世界で発効中の地域貿易協定は204件に達するという集計があるが¹⁾、21世紀前後の世界経済の最も大きい特徴は地域主義 (regionalism) の復活と深化である²⁾。1980年代末になって、今まで地域統合に消極的であったアメリカとアジア地域を中心に地域経済統合の動きが活発化した。特にヨーロッパ共同体 (European Communities: EC) が経済統合を加速化しつつ国際経済秩序の強力な中心勢力として現れ、1992年2月に‘ヨーロッパ連合条約’ (Treaty on European Union: TEU) を採択すると、アメリカも1994年に‘北米自由貿易地域’ (North Atlantic Free Trade Area) を創設した。東アジア地域でも東南アジア国家連合 (Association of Southeast Asian Nations: ASEAN) の国々が‘ASEAN自由貿易地域’ (AFTA) を創設することに合意し、アジア・太平洋経済協力体 (Asia Pacific Economic Cooperation: APEC) が1989年に出帆して以後、参加国間の経済協力を強化している。最近、日本と韓国、中国等を中心に活発に論議されている東アジア経済共同体の構想は、東アジア地域の平和共存と繁栄を確保するための法的・制度的装置を構築することを主な目的としている。世界経済の中での東アジア地域の重要性を考慮すると、資源の効率的利用と市場拡大に伴う規模の経済を実現させるための経済協力及び発展を主要な目標とする東アジア経済統合は、域外国家との交易及び投資拡大を招き国際貿易秩序を補完し活性化するという肯定的な結果を引き起こすであろう。

しかし、東アジア経済共同体を創設する必要性と当然性があるにもかかわらず、東アジア地域全般を対象とする経済共同体の結成は、いまだ議論の段階に過ぎない。最近、日本の歴史教科書問題、独島 (日本名: 竹島) と尖閣諸島の領有権問題に起因する韓国、中国及び日本間の感情の対立を考慮すると、日本及び中国が主導する東アジア共同体は近いうちには実現できないのが実情である。

ヨーロッパの場合、二回に及ぶ世界大戦を通じた根深い敵対的關係にもかかわらず、フランスとドイツは謝罪と許しに基づいた‘親和と信頼’を構築することによってECという繁栄と平和共存体制を成功裏に定着させた。東アジア地域では、こういった‘親和と信頼’を構築することはいつまで不可能であり続けるのか。

本稿は、最近急激な経済成長で注目を浴びている東アジア地域の国々を対象に論議されている‘東アジア経済共同体の推進方向と課題’を検討することを主な目的とする。具体的には、東アジア経済共同体の創設が持つ意義は何なのか、東アジア経済共同体が成功裏に結成されるために解決すべき先決問題は何か、等について懸案と問題点を検討し、東アジア経済共同体を成功裏に推進するための方策を提示することにする。

1) <http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/eif_e.xls> 参照 (2006年9月18日訪問)。

2) メンバー国間の特惠貿易協定 (Preferential Trade Agreements) と定義される地域主義は地域経済共同体又は地域経済統合と類似の概念といえる。

II. 東アジア経済共同体の意義

1. 地域経済共同体の概念と類型

最近、ヨーロッパ連合 (European Union : EU) 統合の前後から地域経済共同体の結成が拡散、強化されている理由としては、貿易先進国を中心にした保護主義の拡散に対する共同対応、複数国間貿易協定での交渉力の引き上げ、脱冷戦以後の経済問題の政治化現象、社会主義国の市場経済体制への転換等いろいろな経済的・政治的背景があげられる。ここで‘地域経済共同体’ (regional economic community) 又は‘地域経済統合’ (regional economic integration) とは、一定地域内の国々が地域経済圏 (regional economic sphere) を構成して、域内のメンバー間の関税等各種の貿易障壁を撤廃し、商品と生産要素 (労働、資本、サービス) の自由な移動を保障することによって資源の効率的配分と市場拡大による共同の経済的利益を享有する経済共同体 (economic community) を示すもので、経済統合 (economic integration)、経済ブロック (economic bloc) 又は貿易ブロック (trade bloc)、地域協力 (regional cooperation) 等多様な意味を内包している³⁾。

地域経済共同体、又は地域経済統合は、政府の関与及び役割の範囲によって共同体の運営を指示し、監督する法的・制度的機関を具備した制度的統合 (institutional integration) とそのような共同体機関への加入なしに市場機能によって共同体を運営する機能的統合 (functional integration) に分類できる。制度的統合が政府の主導下で運営されるのに比べ、機能的統合は民間企業が主導し、政府の役割は市場機能を活性化する間接的支援にとどまる⁴⁾。

一般的に地域経済統合の主要な特徴は次のように要約することができる。まず、地域経済統合は、民間部門と共同政策決定に関する殆どすべての分野を含む包括的な協定に立脚しているが、所得再分配のように公共の富は民間部門の投資と通商拡大に従属している。二番目に、地域経済共同体は、環境、文化、労働と雇用、社会政策等を含むメンバーの公共政策において非常に敏感な分野に関する広範囲な権限を持っている。三番目に、各メンバーは設立条約上の権利・義務を保有し、地域経済共同体はメンバー間の貿易紛争を解決するための紛争解決制度と実行措置を具備している。四番目に、他のメンバーの財政及び金融政策を調整し、規制するために‘権限の非対称’ (power asymmetry) が正当化される。例えば、米国とドイツはそれぞれNAFTA、EU内において他の加盟国の財政及び金融通貨政策を調整できる相当な権限を保有している。五番目に、貿易増大に伴う統合利益の再分配や政策調整費用の分担に対する条項は極めて不完全である⁵⁾。

地域経済共同体の形態としては、域内メンバー間の結束度と域外メンバーに対する排他性の程度によって i) 自由貿易地帯 (Free Trade Area)、ii) 関税同盟 (Customs Union)、iii) 共同市場

3) 本稿では地域経済共同体と地域経済統合とを同一の概念として用いる。

4) EUは制度的統合の代表的な例であるし、APECは機能的統合の代表的な例である。

5) S. Devos, "The Multilateral Rules and the New Dimension of Regional Integration: Weaknesses, Need and Scope for More Disciplines," in P. Demaret, J. Bellis and G. Jimenez (eds.), *Regionalism and Multilateralism after Uruguay Round* (European Interuniversity Press, 1997), pp. 418~419.

(Common Market)、iv) 経済同盟 (Economic Union)、v) 完全経済統合 (Complete Economic Integration) 等があり⁶⁾、その他、地域的次元での経済協力のための経済協力体も広義の地域経済共同体の概念に含むことができる。ここで、自由貿易地帯とは、域内メンバー間の関税及びその他の制限的通商規制の撤廃による貿易自由化を、関税同盟とは、域内メンバー間の貿易自由化及び非加盟国に対する対外共通関税 (common external tariff) を、共同市場とは、域内メンバー間の貿易自由化と非メンバーに対する対外共通関税以外に域内メンバーの領域内での労働と資本及び企業の自由な移動 (free movement) までも、それぞれ保障する経済共同体を意味する。そして、経済同盟とは、共同市場より発展した形態で、域内メンバー間の共同経済・金融・財政政策を、完全経済統合とは、通貨と財政及び社会政策上の統合までも含む概念である⁷⁾。

2. 東アジア経済共同体の意義

地域経済共同体又は地域経済統合の拡散は、‘自由貿易協定’ (Free Trade Agreement: FTA) の締結によって行われているが、最近のFTAの締結及び拡大強化はかつてない程に活発なのが実情である⁸⁾。

地域経済統合の実績が極めて少ない東アジア地域でも、最近FTAが締結されたか、又はFTA交渉及び論議が活発にされている。東北アジア地域の場合、日本はシンガポール⁹⁾ (2002. 1)、メキシコ¹⁰⁾ (2004. 9) と、中国はASEAN (2004. 11) とそれぞれFTAを締結した。過去、いずれの地域経済共同体にも属してなかった¹¹⁾ 韓国は2003年2月チリとのFTAをきっかけに、いわゆる‘同時多発的FTA政策’によってシンガポール (2005. 8)、ヨーロッパ自由貿易連合 (EFTA/2005. 12) とそれぞれFTAを締結し、2006年4月にはASEANとFTAを締結するための商品貿易協定を締結したのである。

現在、日本、韓国、中国、ASEAN等で論議されている東アジア経済共同体の構想が持つ意義は次のように要約できる。まず、東アジア地域という拡大した市場でメンバーは規模の経済を実現し、貿易と投資を拡大することによって経済成長と効率性を増大することができる。二番目に、域内メンバー間の経済交流協力の拡大は、相互依存性を増大させることによって東アジア地域の連帯感を強化することができる。三番目に、経済的相互依存性の増大と共同体連帯感の強化は、域外メンバー等の各種懸案 (環境汚染、テロ、エネルギー及び海洋開発等) と危機 (例えば、金融危機等) に共に対応し、各種紛争 (領土紛争、海洋紛争等) を平和裏に解決する契機を作ることができる。四番目に、ドーハ開発アジェンダー (Doha Development Agenda: DDA) 交渉のような各種国際交渉で

6) D. Swann, *The Economics of the Common Market*, 7th ed. (Penguin, 1992), pp. 11~12.

7) 関税同盟と異なり、自由貿易地帯の場合、各加盟国は第3国との関税水準を自由に決定できる。

8) 1948年から1994年までに報告された地域貿易協定の数が124件であることに比べ、1995年1月WTOが出帆した以後2006年6月までWTOに報告された地域貿易協定の数は170件余りに達する。〈http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm〉参照 (2006年9月20日訪問)。

9) Agreement between the Republic of Singapore and Japan for a New-Age Economic Partnership (JSEPA)。

10) Agreement between Japan and the United Mexican States for the Strengthening of the Economic Partnership。

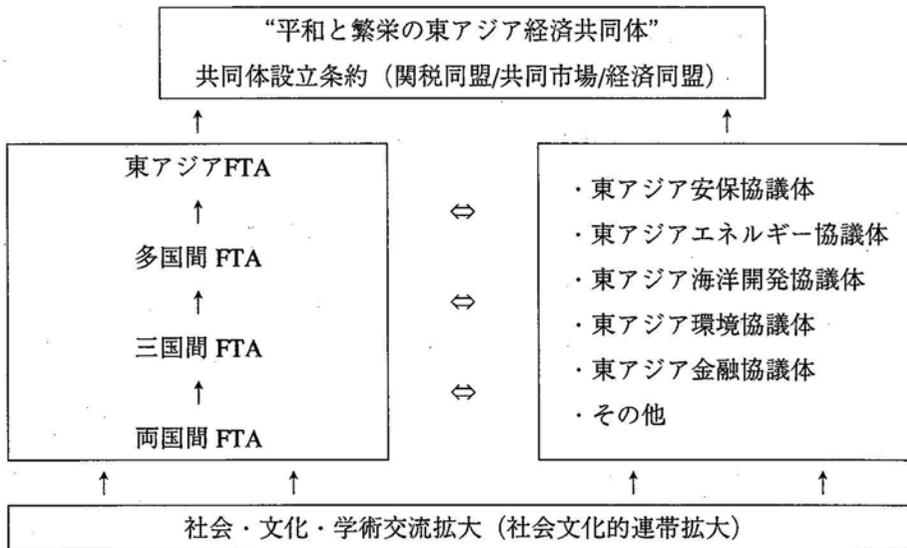
11) 韓国が参加しているAPECは厳密な意味での地域経済共同体ではなく、単なる地域経済協議体に過ぎない。

共同体メンバー国の交渉力を高めることができる。五番目に、歴史的に多くの戦争と武力衝突が経済紛争から引き起こされたことを考慮すると、東アジア経済共同体のメンバー間の経済貿易政策を調整して貿易紛争を平和的に解決する制度的装置を構築することは、結果的に東アジア地域での平和を確保する効果的な手段になるので、経済貿易分野での協力強化は安保分野での協力を促進するきっかけになり、社会・文化分野での協力も拡大させる効果と呼び起こすことになる。

Ⅲ. 東アジア経済共同体の推進方向

東アジア経済共同体を効果的に推進するためには、基本原則及び方向に対する合意が必要である¹²⁾。東アジア経済共同体の推進方向は金融、エネルギー、環境等機能別に東アジア国家間の協議体及び協力体を運営する機能的統合と並行しながら、既に締結されたか、現在協議中である東アジア国家間のFTAを東アジア地域全体に拡大適用した後¹³⁾、中・長期的に東アジア共同市場及び経済同盟を設立するための東アジア経済共同体設立条約を締結することを主な内容とする。すなわち、東アジア経済共同体を推進する基本方針は‘段階的・機能的・制度的統合’ (progressive, functional, and institutional integration) を根幹とするが、その具体的な内容は次のとおりである。(図-1 参照)

〈図-1〉 東アジア経済共同体の推進方向



12) YAMADA Takioは東アジア共同体を結成するための基本原則として開放された地域主義 (open regionalism)、機能的接近 (functional approach)、民主主義のような普遍的価値 (universal values) の尊重及び実現、安保分野の信頼構築と非伝統的安保分野での協力促進という五つの原則を提案している。YAMADA Takio, "Toward a Principled Integration of East Asia: Concept of an East Asian Community (4)," *CEAS Commentary* (2005. 11. 18).

13) 2006年9月現在韓国は、インド及びアメリカとFTA締結のための交渉を進行中であり、中国とは2005年からFTA締結のための民間共同研究を行っている。2003年12月から日本と推進してきた韓・日FTA交渉は2004年11月第6次交渉以後中断している状態である。

1. 漸進的・段階的経済統合

最近、小泉元日本国総理大臣の神社参拝と東北アジアの歴史及び領土紛争等によって惹起された日本、韓国、中国間の感情対立を考慮すると、ヨーロッパ経済共同体（EEC）のような形態の東アジア経済共同体を設立するための多国間条約を近いうちに締結することは非常に難しいのが実情である。したがって、東アジア経済共同体の推進方向としては漸進的で段階的な経済統合方法を活用することが現実的である。すなわち、現在までに締結された‘日本－シンガポールFTA’、‘韓国－シンガポールFTA’、‘韓国－ASEAN FTA’、‘中国－ASEAN FTA’等を基礎にし、短期的に日本、韓国、中国とASEANを含む‘日・韓・中－ASEAN FTA’を締結し、ここにその他の東アジア諸国（インド、豪州、ニュージーランド等）を参加させた後、中・長期的に東アジア関税同盟、共同市場及び経済同盟の創設を目標とする東アジア経済共同体を設立する多国間条約を締結することにする。東アジア経済共同体の最終段階である統合完成は、通貨、財政及び社会政策までも含む完全経済統合を実現する段階である。

‘日・韓・中FTA’の締結は、東アジア地域の平和と繁栄及び経済統合を、日本と韓国及び中国が主導するという中・長期的戦略下で推進されることが望ましいが、日本及び中国の主導下の経済統合に対する両国の強い相互牽制の現実を考慮すると、‘日・韓・中FTA’、‘日・韓・中－ASEAN FTA’の締結や東アジア経済共同体の結成には韓国とASEANが‘調整者’及び‘仲介者’の役割を果たすことができると思われる。

2. 機能的統合

機能的統合は、東アジア諸国の共通関心事を政策樹立と実施過程において緊密に協力して調整する協議体を通じて達成できる。例えば、最近国際的に重要性が高まっているエネルギー資源の危機は東アジア地域の協力体制を強化させるよい機会でもある。国家経済及び安保の次元からエネルギー資源に占める重要性を考慮すると、エネルギー問題は国際協力が切実に必要な分野である。‘東アジアエネルギー協議体’を通じて域内国はエネルギー問題を共同で解決して、エネルギー紛争を事前に解決することができるであろう。特に、ECがヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC）から発展したという歴史的経験を考慮すると、‘東アジアエネルギー協議体’は東アジア経済共同体の構築を促進できる触媒的役割を果たすことができると思われる。

その他にも東アジア地域において機能的統合が必要な分野としては、金融、環境、テロ抑制、安保、麻薬不法取引、保健衛生、海洋開発、農村開発などがある。最近北朝鮮の核開発疑惑とミサイル発射以後に緊張が高まっている東北アジア情勢を考慮すると、‘東アジア安保協議体’を通じて東アジア地域の安保問題を賢明に解決することで東アジア地域の貿易と投資を促進させる平和的条件を整え、結果的により安定的な経済統合を加速化させる役割を果たすであろう。

3. 制度的統合

大規模な統合された共同市場を結成するためには、このような重大な任務を指示、管理する権限を持つ超国家的国際機構が必要となる。経済政策の調整、課税体制の調和、新しい社会及び雇用基準の創設、国家補助金の透明性増大等は、国家間で明確に合意し、執行を可能にする行政手続なしでは不可能である。東アジア経済共同体もまた経済共同体の運用を指示、管理する法的・制度的機構を必要とする。

東アジア自由貿易地帯を共同市場及び経済同盟体制に発展させるためには、東アジア経済共同体設立条約が必要であるが、共同体の組織（委員会、理事会、共同体司法裁判所等）と運営等に関してはEUの発展過程とECの設立条約を適宜参照することができる。経済・財政・社会・雇用・環境政策に関する包括的な国際協定の採択は、直接・間接に経済活動に干渉できる多様な政策手段に対する国家統制の制限を意味するが、各当事国は国家経済の運営の全般に関する主要な政策手段に対する統制と経済統合により増大した恵沢を相殺することで受け入れるべきであろう。

制度的経済統合を成功裏に達成するためには、経済、通商、金融等に関する共同体の共同政策を一貫して統一的に適用することが大事であるが、このためにはEUのように共同体設立条約や共同体立法をメンバー内で‘直接 (directly)’適用できるようにしなければならない。また、共同体機関で採択した共同政策を効果的に実施するためには、異なる国内法制を‘調和’させる作業が必要であるが、国内法制の調和は東アジア経済共同体創設を促進する制度的条件を作り上げるためにも重要な作業である。

このような観点から東アジア諸国の経済通商関連法規の‘調和’又は‘統一’は、異なる規制法規による貿易歪曲を無くすことで自由貿易を拡大し¹⁴⁾、公正競争 (fair competition) を通じた公正貿易 (fair trade) を促進かつ保障し、生産及び情報費用を相当減少させる。それにより、規模の経済 (economies of scale) を実現でき、保護主義的效果を持つ規制法規の維持を妨げ、国際経済取引の透明性 (transparency) を高め¹⁵⁾、結果的に域内メンバー国間の貿易及び投資拡大と経済及び法制発展に寄与するであろう¹⁶⁾。

IV. 東アジア経済共同体の先決課題

地域経済共同体は、世界的な経済危機に能動的に対処できる国家政策手段を必要とするメンバー国の権限を弱体化させる結果を招くことがあるが、強力な貿易パートナーによって自国の経済取引と

14) ここで‘調和’ (harmonization) というのは、二以上の国の規制基準・手続又は政府政策をそれらが同一となるか非常に類似するよう調整する国際基準の採択を意味する。Sidney A. Shapiro, “International Trade Agreements, Regulatory Protection, and Public Accountability,” 54 *Administrative Law Review* 435 (2002), p. 436.

15) David W. Leebron, “Lying Down with Procrustes: An Analysis of Harmonization Claims,” in J. N. Bhagwati and R.E. Hudec (eds.), *Fair Trade and Harmonization: Prerequisites for Free Trade?*, Vol.1, (MIT Press, 1996), pp. 62, 65.

16) 東アジア地域連携フォーラム (Forum on East Asian Linkage) は、2005年2月15日大阪大学で‘東アジア経済法制の共存と調和’という主題の下、国際学術セミナーを開催したが、同セミナーで筆者は“FTAを通じた韓日経済通商法制の調和方案”という報告をした。

富が決定されることを望まない主権国家の傾向を考慮すると、経済強国の強力な‘リーダーシップ (leadership)’と‘思慮深い配慮 (considerate understanding)’が何より重要である。特に、EUに比べて同質的な文化及び共同体意識が十分でない東アジア地域の場合、東アジア経済共同体を成功裏に形成するためには至急に解決すべき課題が多いが¹⁷⁾、ここでは①歴史及び領土問題、②エネルギー問題、③安保問題、④社会・文化的連帯問題等、東アジア地域で特に重要な4つの課題を中心に問題点と解決方を提示する¹⁸⁾。

1. 歴史及び領土問題

日本の歴史教科書問題 (日本の東アジア侵略、従軍慰安婦等に対する歴史歪曲)、中国の‘東北工程¹⁹⁾’問題、独島 (日本名: 竹島) に関する日本と韓国間の領土紛争、尖閣諸島 (Senkaku Islands) に関する日本と中国間の領土紛争等は、‘日・韓・中FTA’及び‘東アジア経済共同体’の結成を妨げる重要な要因であるといえる。小泉純一郎元日本国総理大臣の靖国神社参拝をめぐる日本、韓国、中国間の政治的論争もまた東アジア経済共同体の推進及び結成を妨げてきた²⁰⁾。これは両世界大戦による歴史的に根深い恨みをなくし、ヨーロッパ経済共同体 (ECC) を発足させ、今日ヨーロッパ統合を成功させたEU諸国に比べてあまりにも対照的な現状であるといえる。歴史及び領土紛争による緊張感及び敵対感の高まりは、関連国家間に対立と不信を誘発してきたし、特に、東北アジア地域住民の共同体意識及び連帯感形成を妨げる葛藤要因として作用している。

東北アジア国家間のこのような歴史的、政治的対立と不信を清算して、繁栄と平和共存体制を構築できる方策は不可能であるのか。対立と不信の主な原因である国粹的で感情的な民族主義を脱却するためには東アジア地域に平和共存と繁栄を構築するための政治指導者たちの意思転換が何より重要である。政権維持だけに関心を持つ封建領主のような閉鎖的な政治指導者よりは、東アジア地域の平和共存と繁栄を追及する未来志向のかつ開いた政治指導者が切実に必要な時期である。東アジアの歴史の歪曲問題を解決するためには政府が直接に動くよりは、民間の専門家次元の‘東アジア歴史研究協議会’を組織運営する必要がある。領土問題に対しては、領有権争いを一定期間 (例えば、今後30年間) ‘凍結’して、紛争地域周辺の資源に対する共同開発協定を締結して資源の平

17) 一般的に地域経済共同体が成功裏に運営されるためには、①メンバー国の一人あたりの国民所得がほぼ同等な水準を維持すること、②情報及び運送費用を最小化できる共通の地理的地域経済を共有すること、③貿易自由化に対する相互補完可能な貿易慣行規範を有すること、④地理的経済統合機構に対する政治的公約を確保すること、⑤国際通貨を保有している経済強国の積極的な支持を確保すること、⑥経済統合を通じた実際成長可能性を実現すること等全部で六つの要件が具備されなければならない。D. Drache, "Dreaming Trade or Trading Dreams: The Limits of Trade Blocs," in W. Bratton, J. McCahery, S. Picciotto & C. Scott (eds.), *International Regulatory Competition and Coordination* (Clarendon Press, 1996), pp. 421-423.

18) 東アジア地域の場合、日本、韓国、中国3国間の政治的信頼の不足とアメリカの牽制、三国間の経済発展の差異、製造業分野での失業増大 (特に中国) と農業部門の打撃 (特に、日本、韓国) 等は東アジア経済統合を制約する要因であると指摘される。シンヨンデ「東北アジア経済協力と統合のためのロードマップ」(産業研究院, 2004)、32-38頁参照。

19) 東北工程は韓国通貨で3兆ウォンに相当する莫大な資金を投入して5ヵ年 (2002-2006) 計画で進捗してきた中国政府の国策研究事業である。メディアに公開された東北工程の研究成果物によると高句麗と渤海はもちろん、古朝鮮、扶餘等韓国の古代史は全て中国史に含まれている。

20) 日本の拓殖大学の渡辺利夫教授は、東アジア経済共同体の形成を妨げるのは、国際政治関係の存在が原因であると指摘しながら、中一日、日一中、中一台湾の政治的対立を克服しない以上東アジア経済共同体の形成は容易ではないとしている。渡辺利夫、「東アジア経済統合の現段階: 共同体形成は可能か」IRC (2005.8)、24頁。

和的利用を保障できるような制度的な協力装置を作ることを提案する。

2. エネルギー問題

2003年に開始したアメリカとイラク間の戦争はエネルギー戦争とも言えるように、東アジア地域領土及び海洋紛争は結局、エネルギー資源をめぐる紛争と言える。黄海（Yellow Sea）油田開発をめぐる韓国と中国の紛争、東シナ海（East China Sea）油田開発をめぐる日本と中国の紛争は、領土及び海洋紛争であると同時にエネルギー資源紛争であるからである。

今日、エネルギー資源の確保及び管理問題が国家経済及び安保に占める重要性を考慮すると、東アジアエネルギー協力問題は東アジア経済統合においてまず議論されるべき重大事案と言える。特に、東北アジア地域の場合、中国の急速な経済成長によるエネルギー需要の急増によって、国際エネルギー供給の絶対的不足が懸念され、各国が自国利害のためだけに競争してエネルギー資源の確保に乗り出す場合、今後、東北アジア国家間で深刻なエネルギー確保戦争を引き起こすこともあるという点から東アジア地域の経済成長はもちろん、平和と安保にも深刻な脅威を招く可能性が高い。

エネルギー資源の確保と開発には経済発展と政治安定及び国家安保という国家の重大な利害が関連し、エネルギー資源の安定的な確保と利用は東アジア諸国が共同で直面する問題である。したがって、相互協力を通じて効率性と安定性を高めることによってのみ利益と恵沢を共有でき、東アジア経済の持続可能な発展にも寄与できる²¹⁾のである。エネルギー協力を強化することは、すなわち東アジア地域の平和と安全及び共同繁栄を構築することである。エネルギー資源の共同開発とエネルギー使用の効率化のための‘東アジアエネルギー協議体’を設置、運用することは東アジア経済共同体の結成の成功にも肯定的な影響を与えるであろう。エネルギー資源を、エネルギー戦争の火薬及び武器ではなく、東アジア地域の和合と協力及び安全を促進させる触媒剤として活用する賢明な決断が要請される。

3. 安保問題

東アジア地域の平和は安全維持及び東アジア経済共同体形成に必要である。なぜなら東アジア地域に平和体制を確保することは域内国に対する経済貿易取引と投資を活性化させる外部環境を造成することとなるからである。最近、北朝鮮の核開発疑惑とミサイル発射による東北アジア地域の緊張の高まりからわかるように、東アジア地域の情勢不安と安保脅威は貿易取引と投資活動を委縮させ、結果的に東アジア経済統合を妨げる結果を招くであろう。

2001年9月アメリカで発生した9・11テロ事件以後、国家安保は今までより重要な政治的課題として登場するようになった。‘繁栄のない平和’が無意味であるように‘平和のない繁栄’も危な

21) 韓国の明知大學校の鄭瑞容教授は、東アジアエネルギー協力体の形成過程で考慮すべき事項として、ロシアの積極的な参与誘導、民間部門の積極的な参与が可能な制度の導入、原油及び天然ガス及びその他のエネルギー源を確保するためのプロジェクトの一元化、エネルギー部門に投資を奨励する制度の導入等を提示している。鄭瑞容、"東北アジアエネルギー協力体制の必要と法的争点"「東アジアエネルギー協力のための法政策Symposium」(Seoul, Korea, 2006. 4. 29)、96-98頁。

い。平和と繁栄は鳥の両翼が互いを必要とするように、共同体の形成と発展に必須かつ不可分な存在である。平和なしでは繁栄は保障されないし、繁栄なしでは平和が存続できないからである。

ヨーロッパの場合、北大西洋条約機構 (NATO) を中心とした集団安保体制の存続は、ECの創設と運営の成功における決定的な助力となった。一方、2006年9月現在までに東アジアにはNATOに匹敵する集団安保体制が欠如している。EUの成功した発展過程を考慮して、東アジア経済共同体を成功裏に推進するためには東アジア地域でも日本、韓国、中国を含む安保協力体制が構築される必要がある。

したがって、‘東アジア安保協議体’ (又は東北アジア安保協議体) は、東アジア地域の安保問題を相互協議し、国際連合 (UN) 安全保障体制と一緒に、より安定的な地域安保体制を構築して特定国家の一方的な軍事脅威を阻止・遮断させる国際圧力を行使することで、東アジア地域の平和安定はもちろん、東アジア経済共同体の結成を促進させる役割を果たすことができると思われる。‘東アジア安保協議体’ は長期的にNATOに相応する組織を具備した国際機構に発展できるであろう。

4. 社会文化的連帯問題

地域共同体を結成するためには、共同体意識が先行して存在しなければならない²²⁾。東アジア共同体が成立するためには東アジアという地理的境界内で、文化的同質性が存在しなければならない。EUの場合、キリスト教に立脚した同質な文化共有が結果的にヨーロッパ経済共同体と経済統合を促進させる触媒の役割を果たしたのに対して、東アジア地域の場合、異質で多様な宗教と文化は東アジア共同体意識の形成を妨げる。また、日本の過去の東アジア武力侵略と東アジア地域内の領土紛争から発生した反日感情も、共同体意識を基礎とした社会・文化的連帯意識の形成を妨げている。

しかし、単一文化圏にだけ共同体意識があるのではない。多様で異質な文化を尊重し認める、成熟で開かれた文化意識がある場合、‘多文化的共同体’の成立も可能であると思われる。エネルギーと環境及びテロ問題等を解決するための国際協力の必要性和グローバル化の進展は既に多文化的共同体を要請している。

共同体意識が強化されるためには、共同体構成員間の社会・文化的連帯意識を広めることが必要である。一方的な文化広報ではなく、双方が共同で体験できる開かれた文化交流は‘異なる文化’に対する理解を深めて‘多様な文化’に対する相互尊重を誘導することから共同体連帯意識を拡大、強化させる重要な手段になると思われる。

開かれた文化空間として東アジア共同体を形成するためには、東アジア地域の歴史、文化的葛藤要因を解消し、東アジア国家間の信頼を構築するための地域的特性を確立することが重要である。このためには民族という特殊性にこだわらずに東アジア共同体について普遍的な文脈から継続的に話し合い、意思疎通できるような空間を作る一方、民族や国家の枠を超えて地域を単位とする多文化

22) 東アジア地域では、民主主義、透明性、法治主義、人権尊重などの‘共通価値 (common values)’がないので、共同体よりはFTAが経済統合により適切であるとされる。HATAKEYAMA Noboru, "Why a Community Rather Than an FTA?," CEAS Commentary (2006.3.7) 参照。

認識を持つ共同体を積極的に公式化する必要がある。このために日本、韓国と中国等東アジア主要国家の過去の歴史と文化遺産を共有できる多様なプログラムが開発されるべきであり、共同の教育、研究プログラムを共同で開発し、運営して相互の利益が増進されなければならない。同時に東アジア地域の文化的類似性と同質性を拡大するプロジェクトが推進されるべきである。

V. 結語

最近、日本と韓国、中国、ASEAN等を中心に活発に論議されている東アジア経済共同体は、東アジア地域に平和と繁栄を定着させるための法的・制度的装置を構築することを主な目的としている。しかし、地域経済共同体は万病に効く薬（panacea）では決してないし、統合の目標及び方向と加盟国の経済政策及び与件の差異によって新しい問題点が発生することもある。地域経済統合は、構成国の主権が存続する限り、関連国家の利害対立によって多様な政策手段を調整し、新しい問題点を継続して解決しなければならない‘動態的な過程（dynamic process）’にあると言える。

東アジア経済共同体の推進方向に関する本稿は、エネルギー、海洋開発、環境、安保等機能別で東アジア諸国間の協議体を根幹とする機能的統合と並行しながら、既に締結された、または協議中である東アジア諸国間のFTAを東アジア地域全体に拡大適用した後、中長期的に東アジア関税同盟と共同市場及び経済同盟を設立するための東アジア経済共同体条約を締結することを主な内容とする‘段階的・機能的・制度的統合’を提示した。

東アジア経済共同体の結成を促進する手段として本稿で提示した‘東アジアエネルギー協議体’と‘東アジア安保協議体’には政府当局が、‘東アジア歴史研究協議体’と‘東アジア文化交流協議体’には民間専門家と市民団体（NGO）が主導的に参加し、東アジア経済共同体の結成を促す‘和解と協力’の窓口として活用されるべきである。

東アジア経済共同体を成功裏に推進するためには、特に日本、韓国、中国3国間の政治的信頼回復が何より重要であるが、最近、北朝鮮の核開発疑惑とミサイル発射による緊張の高まりからわかるように、東北アジア地域に特異な領土紛争とエネルギー及び安保危機は東アジア経済共同体設立を妨げる否定的な要因として作用している。このような歴史的な政治的対立問題と葛藤のために東アジア経済共同体の創設を懐疑的に見る視点があるのも事実である。

しかし、ドイツの詩人であるホルダリン（Frederich Holderlin）が指摘したように、危機が到来すると、危機を克服する解決策も現れるのである。長い歴史上の反目が散乱している東アジア地域に平和と繁栄を効果的に構築するためには、東アジア諸国が当面している様々な懸案を対立と葛藤ではなく‘和解と協力’の触媒剤として活用する賢明な決断が要請される。

対立と葛藤に満ちた器を空けないままでは、‘和解と協力’を‘平和と繁栄’に盛ることができない。不信と覇権を掴んでいる両手を離さないと‘平和と繁栄’という相対的価値を掴めない。対立と反目だけを惹起し、それによって皆が満足できるような解決策を考えることが不可能な領土紛

争等に対する是非と権原問題は30年間‘凍結’して、平和的な利用のための共同開発協定を締結した後、開発による利益と恵沢は紛争当事国が共有するよう提言する。東アジアの‘平和と繁栄’という教育プログラムを通じて育成された新世代が今後領土問題などを解決するようにし、既成世代は東アジア経済共同体の構築を成功させるための実践的プログラムを開発して、実施すべきである。

《参考文献》

- シンヨンデ、「東北亞 経済協力と 統合のためのロードマップ」、産業研究院、2004。
- アンチュンヨン、「自由貿易協定・東北亞経済共同体 構想の始作と韓国の戦略」、『国際通商研究』、第5巻第2号、2000。
- ジョジョンラン、「東アジア経済統合に対する日本の立場」、『国際地役研究』、第10巻第2号、2006。
- 崔昇煥、「韓-日 FTA締結による経済通商規制法規の調和方案」、『ソウル国際法研究』、第12巻第1号、2005. 6。
- 東アジア連帯フォーラム、「東北亞 エネルギー協力のための法政策Symposium」、『東アジア連帯フォーラム 第2回 国際学術セミナー資料集』、Seoul, Korea, 2006. 4. 29。
- 統一駐院、「平和と繁栄の東北亞文化共同体形成のための政策駐究」、2004。
- 渡辺利夫、「東アジア経済統合の現段階: 共同体形成は可能か」、IRC、2005. 8。
- 〈<http://www.takushoku-u.ac.jp/students/president/article/list.html>〉
- 田中均、「東アジア共同体 展望と課題 (上): 経済軸に機能協力推進」、『CEAS Commentary』、2005. 12. 5。
- 〈<http://www.ceac.jp/j/column/051205.html>〉
- 畠山襄、「東アジア共同体 展望と課題 (中): 域内FTAを目指せ」、『CEAS Commentary』、2005. 12. 7。
- 〈<http://www.ceac.jp/j/column/051207.html>〉
- 添谷芳秀、「東アジア共同体展望と課題 (下): 究極は安全保障共同体」、『CEAS Commentary』、2005. 12. 7。
- 〈<http://www.ceac.jp/j/column/051209.html>〉
- Ahn, Hyungdo and Choo, Yong Shik (eds.), *Regionalism in Northeast Asia: Opportunities and Challenges*, Korea Institute for International Economic Policy, Conference Proceedings, 2005. 2.
- Demaret, P., J. Bellis and G. Jimenez (eds.), *Regionalism and Multilateralism after Uruguay Round*, European Interuniversity Press, 1997.
- HATAKEYAMA Noboru, "Why a Community Rather Than an FTA?", *CEAS Commentary*, 2006. 3. 7.
- 〈<http://www.ceac.jp/e/commentary/backnumber.html>〉
- Kim, Yoon Hyung and Lee, Chang Jae (eds.), *Strengthening Economic Cooperation in Northeast Asia*, Korea Institute for International Economic Policy, 2004.
- Kim, Yangseon and Lee, Chang Jae (eds.), *Northeast Asian Economic Integration: Prospects for a Northeast Asian FTA*, Korea Institute for International Economic Policy, 2003.
- Swann, D., *The Economics of the Common Market*, 7th ed., Penguin, 1992.
- YAMADA Takio, "Toward a Principled Integration of East Asia: Concept of an East Asian Community," *CEAS Commentary*, 2005. 11.
- 〈<http://www.ceac.jp/e/commentary/backnumber.html>〉